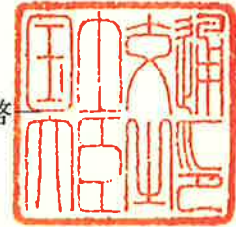


認 定 書

国 住 指 第 172 号
令和元年 6 月 5 日

大建工業株式会社
代表取締役社長 億田 正則 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-3789
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／木板・火山性ガラス質複層板表張／せっこう
ボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別 添)

1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／木板・火山性ガラス質複層板表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁

2. 寸法および形状等

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
壁 高	構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする
壁 厚	135 以上
内装材壁構造	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 大壁 (2) 真壁 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする 1) 切り欠き納め 2) 受材納め

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
① 柱 (荷重支持部材)	柱 ・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) 平成 12 年建設省告示第 1452 号に規定する構造用製材 (JAS) (2) 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号に規定する構造用集成材 (JAS) (3) 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号に規定する単板積層材 (JAS) (4) 平成 12 年建設省告示第 1452 号に規定する無等級材 ・寸法 105×105 の断面寸法以上 ・密度 $0.38 \pm 0.08 \text{g/cm}^3$ 以上 ・切り欠き (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) なし (2) あり ・厚さ 内装下地材厚さ+1.5 以下 ・幅 25 以下
② 間柱	・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 製材 (2) 集成材 (3) 単板積層材 ・断面形状 一般部 26×75 の断面寸法以上 構造用面材継ぎ部 45×75 の断面寸法以上 ・間隔 500 以下

項 目	仕 様
3 外装材	[1] 基材 ・材質 木 ・密度 $0.38 \pm 0.08 \text{g/cm}^3$ 以上 [2] 塗装 ・材質 (1)～(8)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) なし (2) ポリエステル系樹脂 (3) アクリル系樹脂 (4) シリコン系樹脂 (5) アルキド系樹脂 (6) フッ素系樹脂 (7) エポキシ系樹脂 (8) ウレタン系樹脂 ・塗布量 100g/m^2 (有機固形分) 以下 [3] 寸法 ・板厚さ 9 ± 0.5 以上 ・幅 80～455 [4] 張方 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) よこ羽目板張 ・継ぎ手 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする 1) あいじゃくり (欠損あり仕様) 2) 本実 (欠損あり仕様) 3) 突き付け 4) 突き付け目板張り (2) たて羽目板張 ・継ぎ手 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする 1) あいじゃくり (欠損あり仕様) 2) 本実 (欠損あり仕様) 3) 突き付け 4) 突き付け目板張り (3) 下見板張 ・継ぎ手 (1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) よろい下見板張り 2) 押縁下見板張り

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
4 押縁	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり (押縁下見板張の場合に限る) ・材質 木 ・厚さ 20 以上
5 胴縁	・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 製材 (2) 集成材 (3) 単板積層材 ・断面形状 厚さ 12×幅 40 の断面寸法以上 ・間隔 500 以下
6 構造用面材	火山性ガラス質複層板 (JIS A 5440) ・厚さ 9 以上 ・密度 $0.70 \pm 0.07 \text{g/cm}^3$
7 胴つなぎ材	[外装材側] (構造用面材の横目地部に必ず使用) ・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする 1) 製材 2) 集成材 3) 単板積層材 ・断面形状 45×45 の断面寸法以上 [内装下地材側] (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり ・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする 1) 製材 2) 集成材 3) 単板積層材 ・断面形状 30×30 の断面寸法以上
8 内装下地材用受材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり ・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする 1) 製材 2) 集成材 3) 単板積層材 ・断面形状 30×30 の断面寸法以上

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
9 断熱材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) グラスウール (JIS A 9504、JIS A 9521、平成 12 年建設省告示第 1400 号) ・厚さ 65 以上 ・密度 10kg/m ³ 以上 ・熱抵抗 1.5m ² ・K/W 以上 (2) ロックウール (JIS A 9504、JIS A 9521、平成 12 年建設省告示第 1400 号) ・厚さ 65 以上 ・密度 10kg/m ³ 以上 ・熱抵抗 1.5m ² ・K/W 以上
10 内装下地材	せっこうボード (JIS A6901) ・厚さ 9.5 以上 ・端部形状 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) スクエア (2) テーパ (3) ベベル
11 目板	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) なし (2) あり (突き付け目板張りの場合に限る) ・材質 木 ・幅 30 以上

2) 副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
①留付材	[1] 外装材固定用 (1) 、(2) のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1) ～3) のうちいずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 3) 真ちゅう ・寸法 $\phi 1.83 \times$ 長さ 32 以上 ・間隔 500 以下 [2] 押縁固定用 (1) 、(2) のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1) ～3) のうちいずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 3) 真ちゅう ・寸法 $\phi 1.83 \times$ 長さ 32 以上 ・間隔 500 以下 (3) なし [3] 胴縁固定用 (1) 、(2) のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1) 、2) のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 $\phi 2.15 \times$ 長さ 38 以上 ・間隔 500 以下

項 目	仕 様
①留付材 (つづき)	[4] 構造用面材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 $\phi 2.75 \times$ 長さ 50 以上 [5] 胴つなぎ材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 $\phi 2.75 \times$ 長さ 50 以上 (3) なし [6] 内装下地材用受材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 $\phi 3.40 \times$ 長さ 75 以上 ・間隔 300 以下 [7] 断熱材固定用 ステーブル ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 肩幅 $4 \times$ 長さ 6 以上 ・間隔 300 以下 [8] 内装下地材固定用 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様もしくは組合せとする (1) くぎ (2) ねじ ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) ステンレス鋼製 2) 鋼製 ・寸法 $\phi 2.3 \times$ 長さ 38 以上 ・間隔 外周 200 以下、中央 300 以下

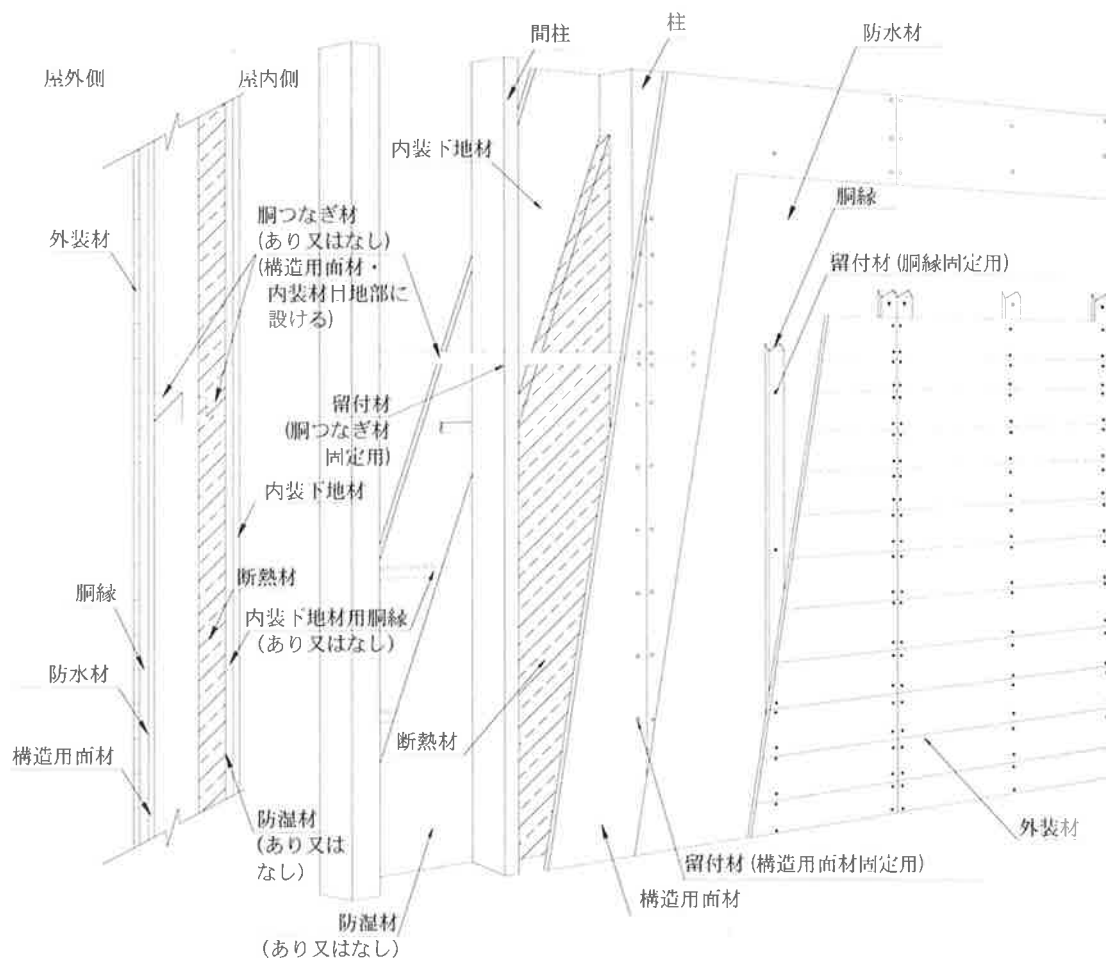
(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
②防水材	・材質 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) アスファルトフェルト ・単位面積質量の呼び 430 (2) 透湿防水シート ・厚さ 0.6 以下 ・使用量 430g/m² 以下
③防湿材	・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1) 住宅用プラスチック系防湿フィルム ・厚さ 0.2 以下 (2) 包装用ポリエチレンフィルム ・厚さ 0.2 以下 (3) 農業用ポリエチレンフィルム ・厚さ 0.2 以下 (4) なし
④目地部材	外装材幅方向の継ぎ部 (1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1) シーリング材+バックアップ材 (1)-1 シーリング材 ・材質 1)～3)のうち、いずれか一仕様とする 1) ポリウレタン系樹脂 2) ポリサルファイド系樹脂 3) 変性シリコーン系樹脂 ・使用量 60g/m 以上 (1)-2 バックアップ材 ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 発泡ポリエチレン系 2) 発泡ポリスチレン系 ・使用量 2.4g/m 以上 (2) シーリング材+ハット形ジョイナー (2)-1 シーリング材 (1)のシーリング材と同じ (2)-2 ハット形ジョイナー ・材質 1)、2)のうち、いずれか一仕様とする 1) 鋼製 2) ステンレス鋼製 ・厚さ 0.18 以上 (3) 本実 (4) 合じゃくり目地 (5) 突付け目地

4. 構造説明図

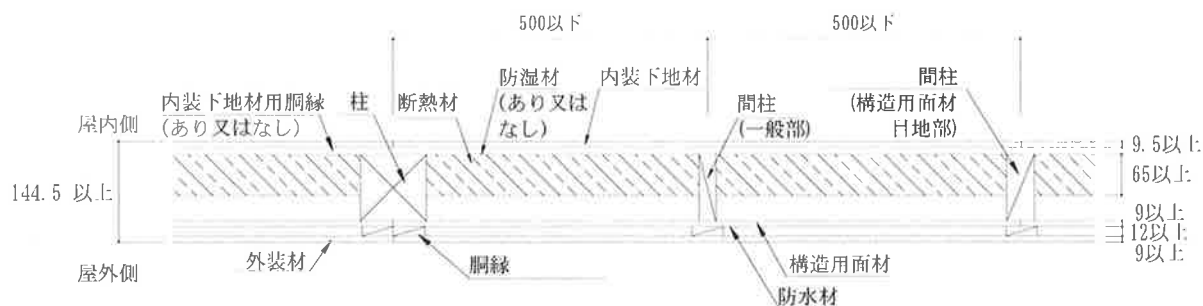
外装材：よこ羽目板張、内装下地材：大壁

(寸法単位：mm)



鉛直断面図

透視図

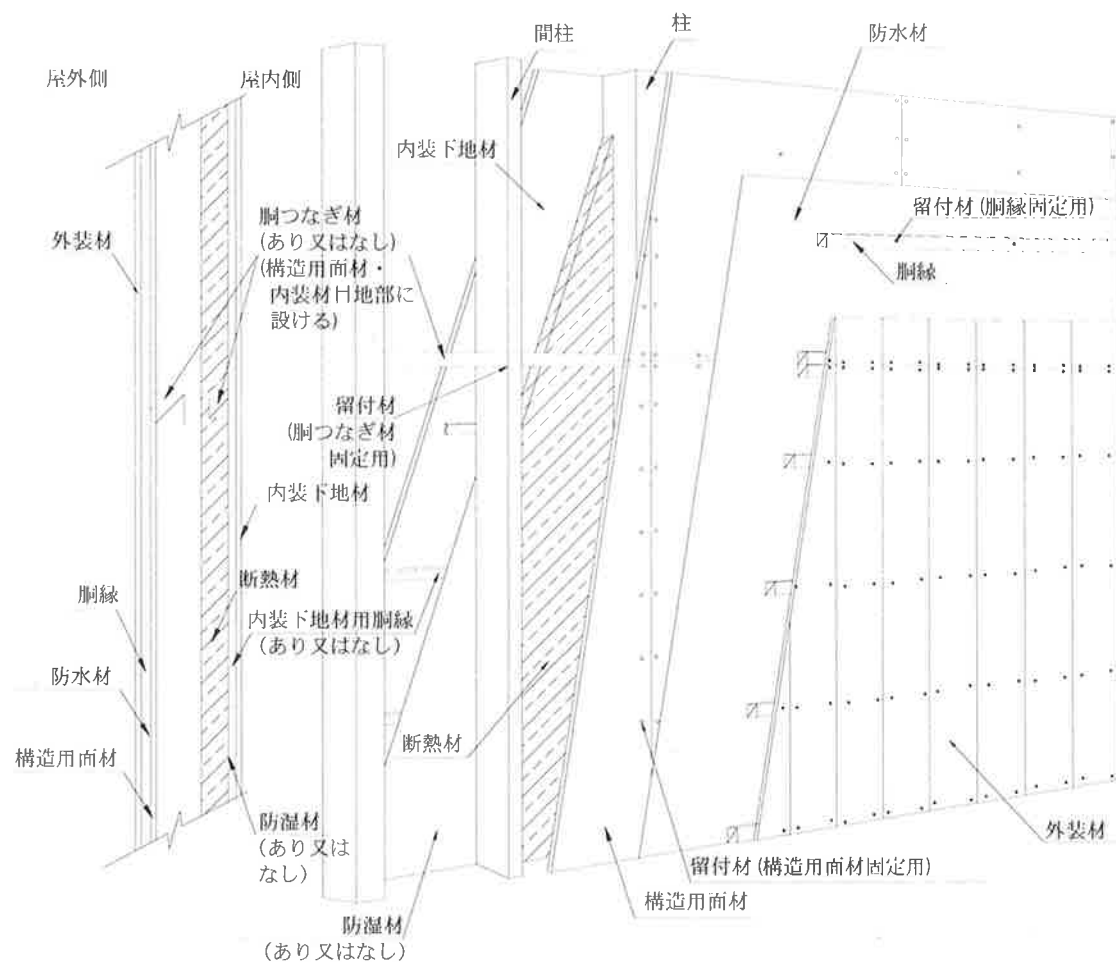


水平断面図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

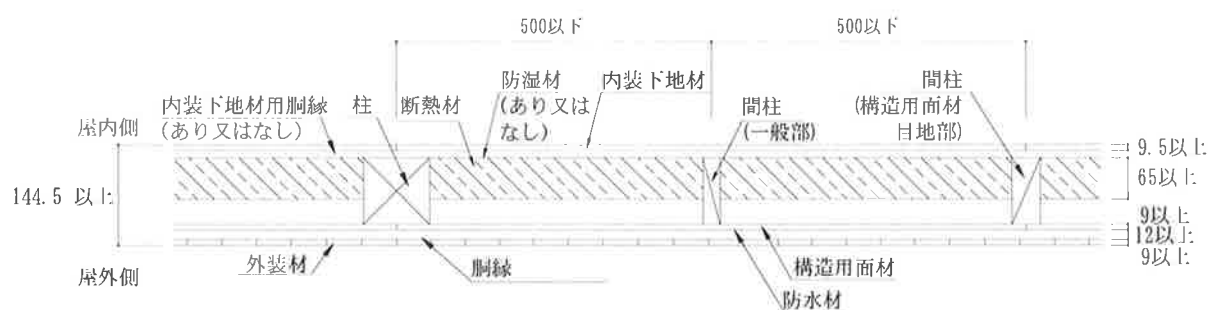
外装材：たて羽目板張、内装下地材：大壁

(寸法単位：mm)



鉛直断面図

透視図

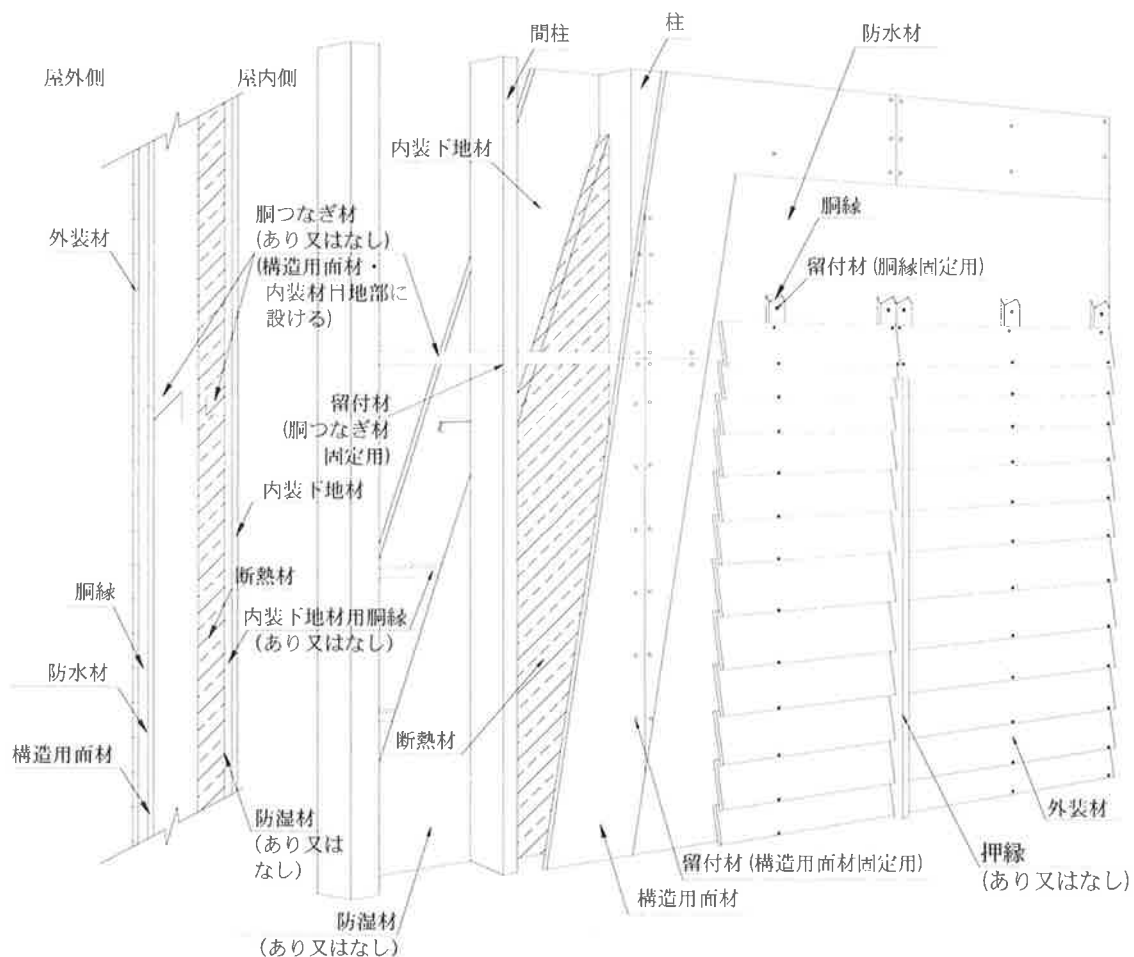


水平断面図

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

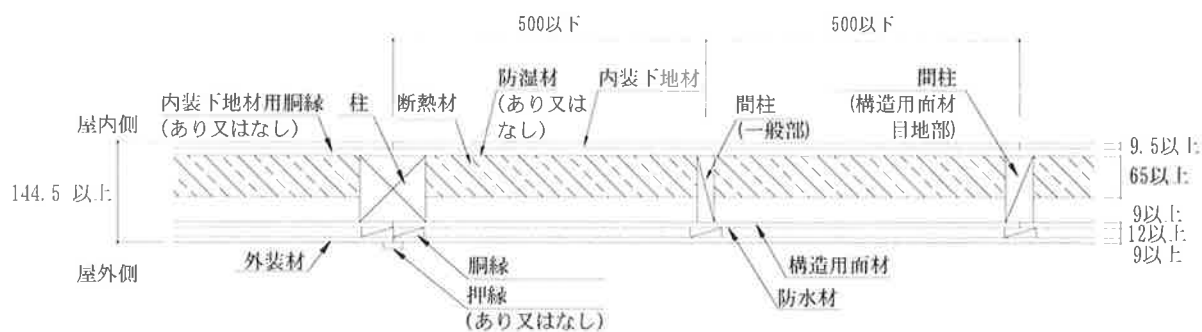
外装材：下見板張、内装下地材：大壁

(寸法単位：mm)



鉛直断面図

透視図

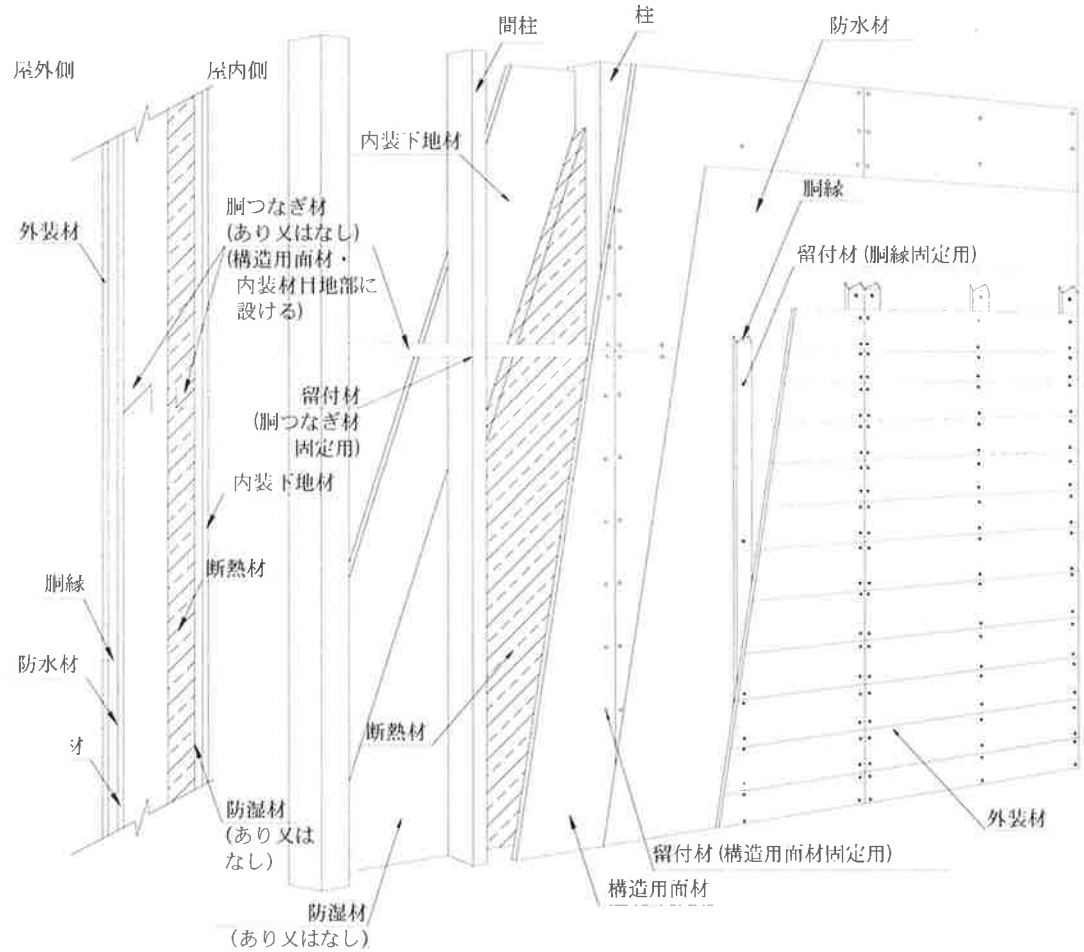


水平断面図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

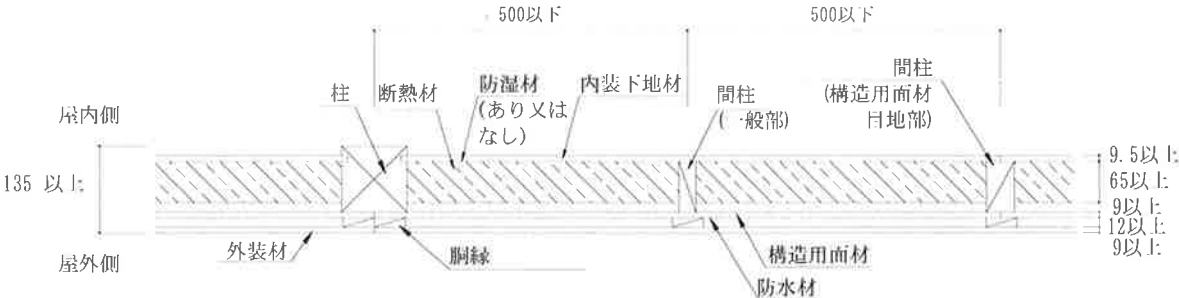
外装材：よこ羽目板張、内装下地材：真壁

(寸法単位：mm)

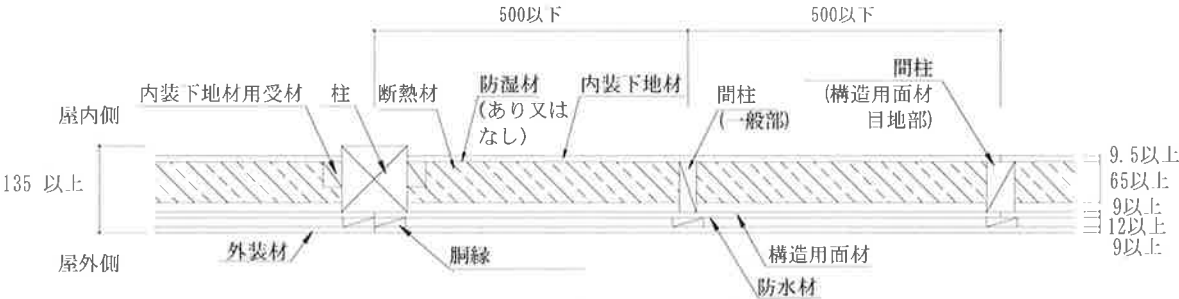


鉛直断面図

透視図



水平断面図 (切り欠き納め)

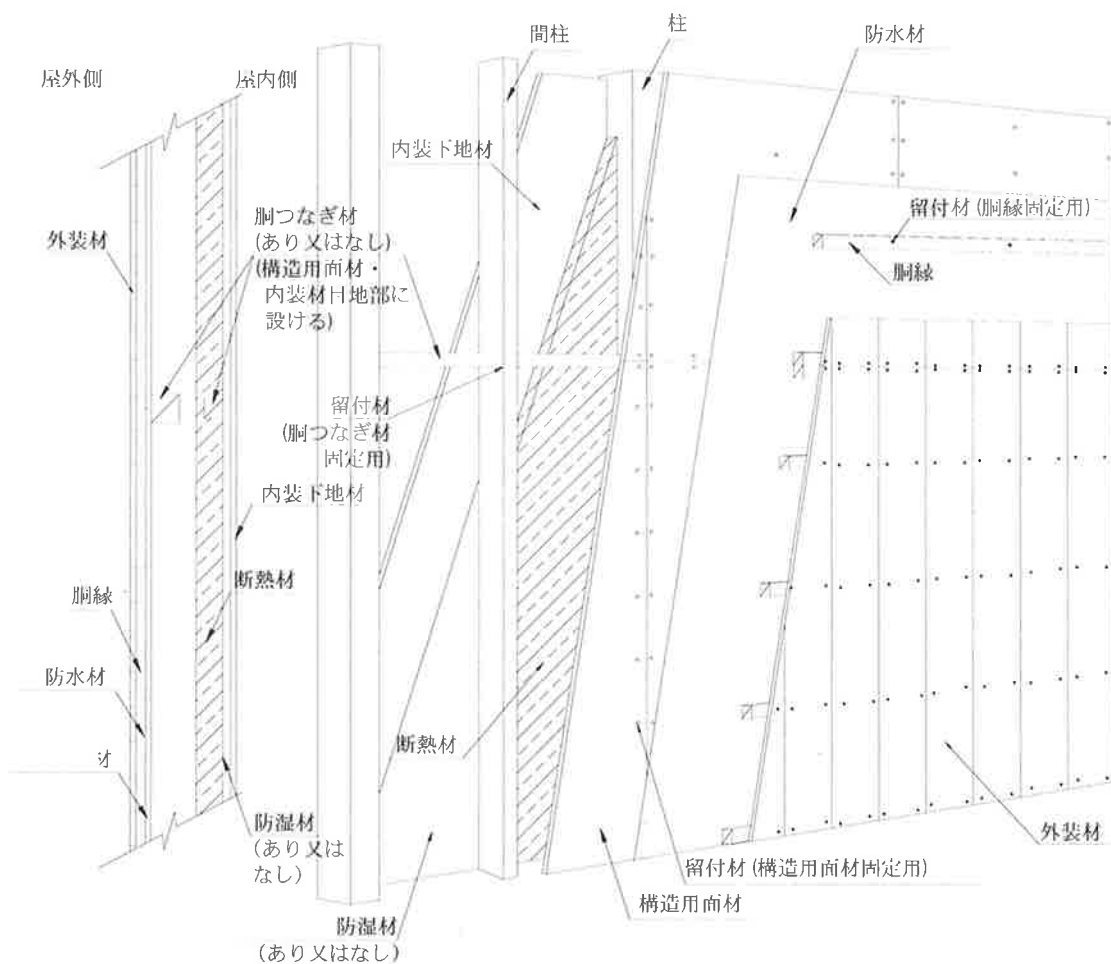


水平断面図 (受材納め)

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

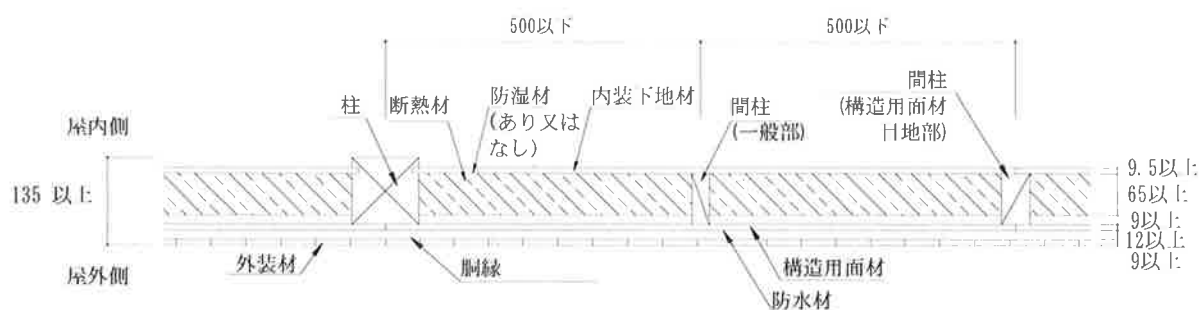
外装材：たて羽目板張、内装下地材：真壁

(寸法単位：mm)

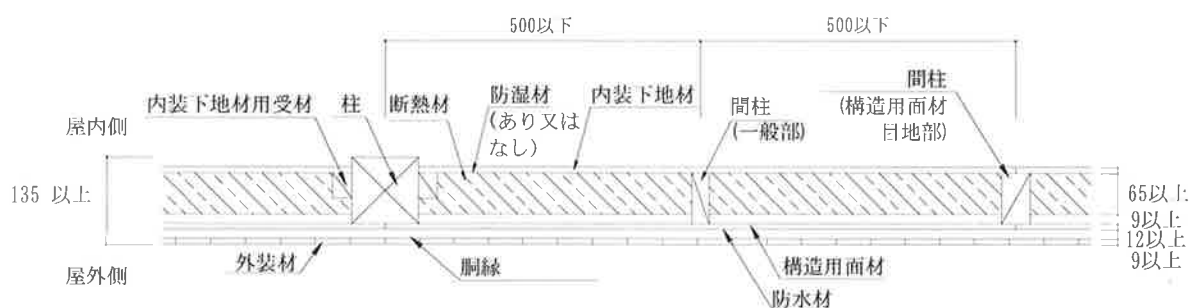


鉛直断面図

透視図



水平断面図 (切り欠き納め)

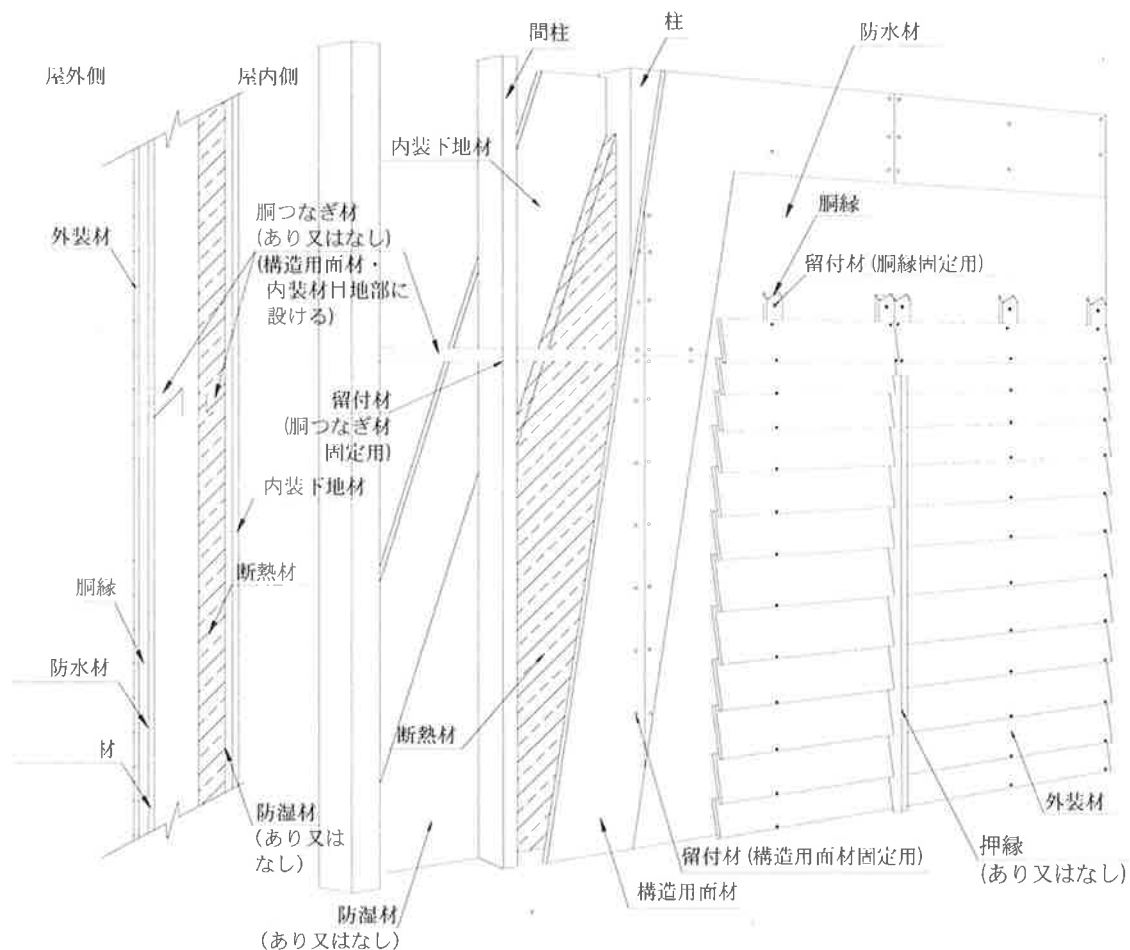


水平断面図 (受材納め)

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

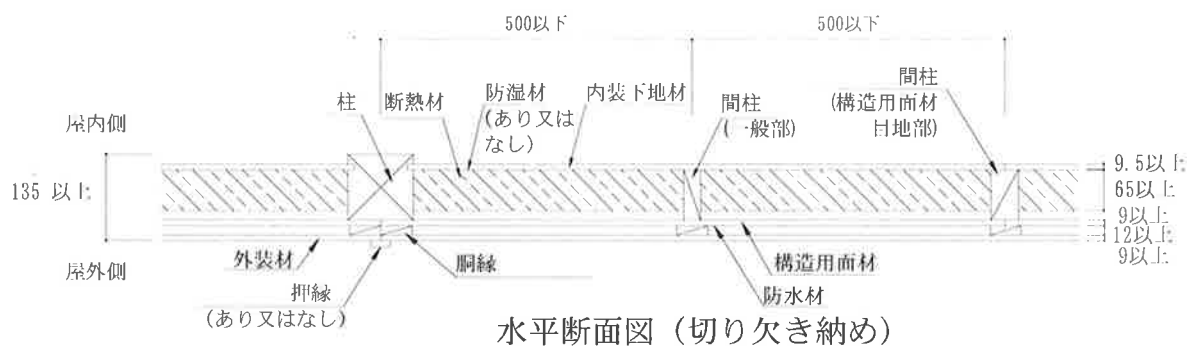
外装材：下見板張、内装下地材：真壁

(寸法単位：mm)

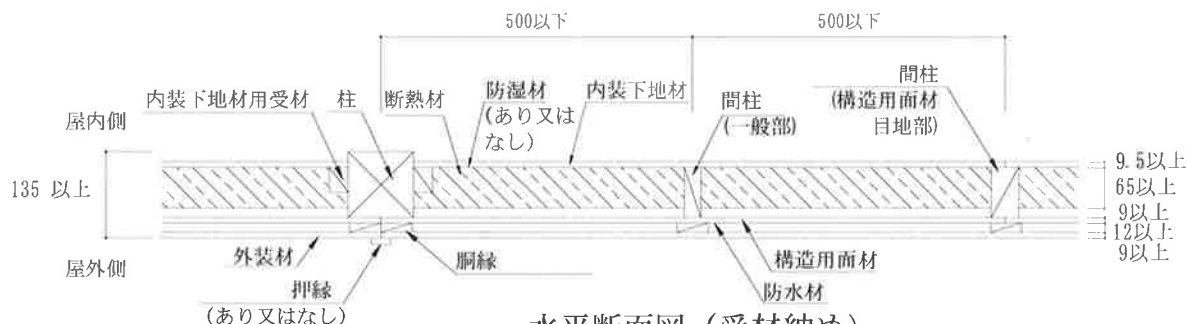


鉛直断面図

透視図



水平断面図（切り欠き納め）

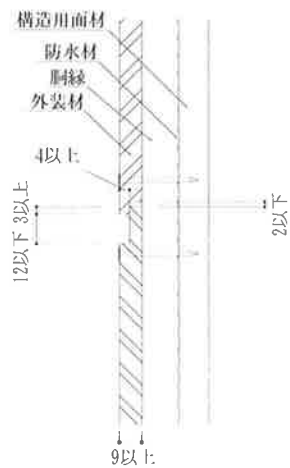


水平断面図（受材納め）

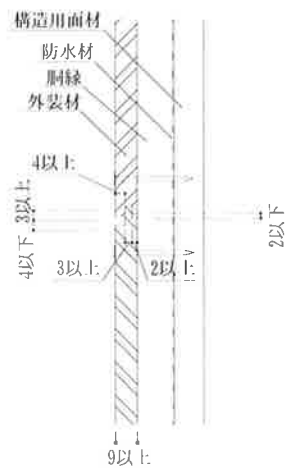
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

継ぎ手部詳細図

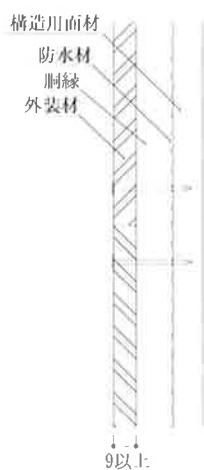
(外装材：たて羽目板張、よこ羽目板張)



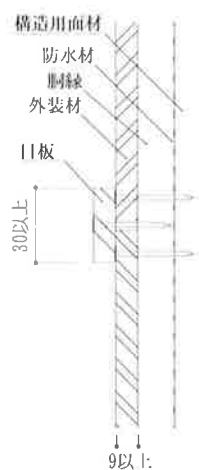
(1) あいじゃくり (欠損あり仕様)



(2) 本実 (欠損あり仕様)



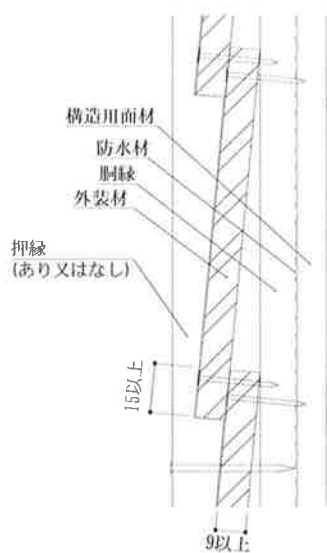
(3) 突き付け



(4) 突き付け目板張

継ぎ手部詳細図

(外装材：下見板張)



(1) よろい下見板張

(2) 押縁下見板張

注) 寸法および材料構成は2 および3 のとおり

5. 施工方法等

<施工図>

4. 構造説明図と同じ

<施工手順>

1) 軸組

- ・荷重支持部材、間柱、及び所定の材料を用いて軸組を作る。必要に応じて筋かいを施工する。
- ・構造用面材等を受材に留め付ける場合は、受材を予め取り付けておく。

2) 構造用面材

- ・構造用面材の長手方向に継ぎ手を設ける場合は、目地部の下地として胴つなぎ材を施工する。
- ・構造用面材を構造用面材固定用留付材を用い、柱、間柱等に留付ける。

3) 防水材

- ・防水材をステープル、両面テープ等を用いて構造用面材、又は構造用面材を介して柱、間柱等に留付ける。

4) 胴縁

- ・胴縁を胴縁固定用留付材を用いて柱、間柱に取付ける。

5) 外装材

- ・外装材を外装材固定用留付材を用いて胴縁に留付ける。
- ・下見板張りとする場合、羽重ねは15mm以上とする。
- ・押縁下見板張りとする場合は、下見板を押縁で留付ける。

6) 断熱材の充てん

- ・柱、間柱の間に断熱材を内装側に隙間無く敷き詰める。
- ・取付け方法は断熱材メーカーの施工方法に基づき行う。

7) 防湿材 (防湿材を施工する場合)

- ・防湿材をステープル、両面テープ等を用いて柱、間柱等に留付ける。

8) 内装下地材

- ・内装下地材は、内装下地材固定用留付材を用いて、柱、間柱、胴つなぎ材、受材等に留めつける。このとき、内装下地材の下地として、木製胴縁を用いてもよい。
- ・但し、天井裏、床裏等の内装下地材が不要な箇所には施工しなくてもよい。
- ・内装材の目地処理は、メーカーの施工方法に基づき行う。